

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の廃止
に關する法律(案)

(命令の廃止)

才一条 左に掲げる命令は、廃止する。

外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令(昭和二十四年政令才二百七十二号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く国民学校等において使用する教科用図書(昭和二十一年文部省令才八号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外国映画の調査等に関する省令(昭和二十一年内務省令才三十一号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外国人の著作権の調査に関する省令(昭和二十二年内務省令才四号)

昭和二十年勅令才五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基

く連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令(昭和二十二年内務省令才七号)
(廃止した命令に関する経過措置)

才二条 この法律施行の日の前日までに、旧外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令才四条の規定により著作権移転の登録を申請する義務が発生した場合において、この法律施行の際、同條の登録の申請をしていないときのその登録については、なお従前の例による。

才三条 前条に定めるものを除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、日本国との平和条約の最切の効力発生の日から施行する。